

渋川市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じる。

平成19年7月27日

渋川市長 木 暮 治 一

この謄本は、渋川市告示第102号の原本と相違ないことを証明する

平成19年12月26日

渋川市長 木 暮 治



変 更 調 書

大 字	字	地 番
行幸田	①伊勢森	1 0 3 7 の 1 の 一 部、1 0 4 0 の 1 の 一 部、 1 0 4 2 の 1 の 一 部、1 0 4 3 の 1 の 一 部、 1 0 4 4 の 1 の 一 部、1 0 4 5 の 1 の 一 部、 1 0 4 5 の 3 の 一 部、1 0 4 6 の 1 の 一 部、 1 0 4 7 の 1、1 0 4 8 の 1 の 一 部
	②辻原	1 2 4 2 の 1 の 一 部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）を大字行幸田字六反に変更する。

大 字	字	地 番
行幸田	③六反	1 1 1 5 の 1 の 一 部、1 1 1 7 の 1 の 一 部、 1 1 1 9 の 1 の 一 部、1 1 2 2 の 1 の 一 部、 1 1 2 2 の 3 の 一 部、1 1 2 3 の 1 の 一 部、 1 1 2 6 の 1 の 一 部
	④鍛冶窪	1 4 1 8 の 3、1 4 2 2 の 3

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）及び大字行幸田字鍛冶窪1 4 0 8 の 1、1 4 0 9 の 1、1 4 1 7 の 1、1 4 1 8 の 1、1 4 1 9 の 1、1 4 1 9 の 3、1 4 2 2 の 1、1 4 2 3 の 1、⑤大字行幸田字新井野1 2 9 0 の 1、1 4 0 4 の 1、1 4 0 5、1 4 0 6、1 4 0 7 の 1 に隣接する道路である市有地の全部を大字行幸田字辻原に変更する。